

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

**1 件名** 令和8年度 REYO プロジェクト啓発・発展業務委託

**2 履行期限** 契約の日から令和9年3月31日まで

**3 履行場所** 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局学校整備課（市庁舎24階）

### 4 業務目的

横浜市では、CO<sub>2</sub>排出量の削減の観点から、公共建築物の解体時に発生する建材の再利用を推進する「REYO 横浜市再利用材プロジェクト」（以下「REYO」という。）を進めている。

本業務は、REYOの理念を広く発信し、啓発及びプロジェクトの発展を図ることを目的とする。併せて、学校施設由来資源の新たな活用可能性に関する調査・検証、教育現場等で活用可能なツールやプロダクトの開発、さらに再利用材の管理手法に関する方向性検討を総合的に実施する。

### 5 業務内容

#### (1) 周知啓発業務

##### ①展示会の企画・デザイン・製作等

REYO連携事業者による作品展示を行うとともに、来場者がREYOの取組や学校施設由来資源の価値を体感できる内容とすること。

- ・展示企画及び会場レイアウトの立案
- ・展示パネル、グラフィック、什器等の製作
- ・会場設営及び撤収作業

※会場は横浜市庁舎2階プレゼンテーションスペース（展示面積約70m<sup>2</sup>）を想定する

##### ②コンセプトムービーの企画・制作

- ・内容：REYOの理念および取組内容を分かりやすく伝える映像を制作する。（ショート版、ロング版の2種類）
- ・時間：ショート版は概ね1分程度、ロング版は3～5分程度とする。
- ・形式：mp4（BGM・字幕・ロゴ入り）

##### ③関連セミナー等の企画・運営（既存イベントへの参加を含む）

・REYOの取組及び本業務成果を発信するため、セミナー、トークイベント等を企画・運営する。または、既存の関連イベントにおける登壇、出展等の形で参加し、情報発信を行う。

##### ④教育ツール・ワークショップ案の開発

- ・イベントや授業等での貸出しを想定した教育ツール及びワークショップ案を企画する。

※必要に応じ、試作または試行的な実施方法を検討する。

## (2) 素材拡充の検討

### ①素材開拓・フィールドワーク

- ・体育館床材以外の学校施設における再利用可能素材について調査・選定を行う。
- ・各素材の特性、状態、活用可能性を整理する。
- ・加工試作を実施し、使用可能性を検証する。

※訪問先は発注者と協議の上で決定する

### ②プロダクト企画

- ・教育現場や公共空間での活用を想定したプロダクトデザイン案を作成する。
- ・製作に係る計画（概算予算、製作場所、工程等）を立案する。

## (3) 材の管理手法に関する方向性検討

- ・再利用材の管理方法（保管、連携業者への提供手法、トレーサビリティの在り方等）について検討し、報告書として取りまとめる。

## 6 成果品

- (1) 展示企画書、図面及び展示パネル
- (2) コンセプトムービー動画データ（ショート版・ロング版）
- (3) 新たな教育ツール・ワークショップ等に関する企画書
- (4) 広報用写真データ（ホームページ掲載用等）
- (5) 素材拡充検討報告書
- (6) 材の管理手法に関する方向性検討報告書
- (7) その他必要に応じて関連資料 一式
- (8) 上記電子データ 一式（Word、PowerPoint 等加工が可能な形式及び PDF ファイル）

## 7 概算額

業務委託価格は、5,000 千円（税込）を限度とする。

## 8 一連の業務委託契約について

REYO プロジェクト啓発・発展業務委託の一連業務として、下記の委託契約を予定しています。なお令和 9 年度の業務委託契約は、令和 8 年度の検討結果により、業務内容が変更になる可能性があります。

### (1) 令和 9 年度に予定している業務委託契約（予定）

- ① 業務名称 令和 9 年度 REYO プロジェクト啓発・発展業務委託
- ② 履行期間 令和 9 年 5 月から令和 10 年 3 月頃まで
- ③ 業務内容 プロダクト製作・展示、材の管理ツールの開発等

## 9 その他

- (1) 各業務委託契約は、予算の成立が前提となり、横浜市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行うこととします。
- (3) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。